

鹿児島県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム編成規程

鹿児島県中学校体育連盟

1 趣旨

学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合にそれぞれの学校長の判断により、近隣の中学校と合同でチームを編成し、大会に参加できるようにすることを目的とする。
このことは、少子化等に伴い、少人数となった既存の運動部に、大会参加の機会を与えようとするものであり、勝利至上主義を第一の目的とする合同チームには、適用されない。

2 条件

- (1) 地区内（中体連で地区割りされた10地区）で編成するものとし、合同が適正であると、地区該当競技専門部、及び地区中体連連理事で協議し、地区中体連会長と県中体連会長が共に認めた場合に限る。
- (2) それぞれの学校に、その競技の部活動が存在していること。
- (3) それぞれの学校長が、合同チームでの部活動を承認し、合同チームとして計画的・継続的に練習が行われていること。
- (4) 合同チームの承認競技は、個人種目のない以下の7競技とし、それぞれの競技の最低出場人数に満たない場合のみ、合同チームを編成できる。
 - ① バスケットボール (5)
 - ② サッカー (11)
 - ③ バレーボール (6)
 - ④ 軟式野球 (9)
 - ⑤ ソフトボール (9)
 - ⑥ ハンドボール (7)
 - ⑦ ラグビーフットボール (12)

※ ()内の人数を下回った場合を原則として、合同チームを編成できる。
人数の偏り・学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。
(当年度の地区新人大会以降に合同チームの実績があるものについては、次年度についても、地区中体連会長の承認がある場合、引き続き合同チームを編成して、地区中体連主催の大会に参加することができる。)
- (5) 合同チームの編成基準 (※ ①～③の編成基準に順序制はなく、同等とする。詳細は別紙参照)

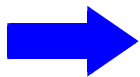
- ① 最低出場人数に満たない学校で、単独でチームの編成が困難な学校同士の合同チーム。
- ② 最低出場人数に満たない学校が、部員数に余裕がある学校から部員（当該校登録者以外）を借りて編成する合同チーム。
但し、大会参加時の選手起用においては、合同チームの母体校（少人数校）の部員全員が出場できるような配慮を行うことを原則とする。
- ③ 単独でチームの編成が可能な学校に、最低出場人数に満たない学校の部員を加えた合同チーム。
- ④ 一方、統廃合を翌年に控えた学校間の場合は、編成基準に関係なく、県大会終了後の新チームから合同チームの編成を認める。
※1 合同チーム編成規程の趣旨を十分踏まえたうえで、上述の編成基準をもとに、地区該当競技専門部、及び地区中体連事務局で、適切な合同チームの編成案を作成する。
※2 新年度に入り、1年生の加入等による部員数の増加から合同チームを解消できる状況となっても地区総体までは、合同チームでの出場を認める。

- (6) 合同チームを編成する各部は、生徒・保護者等の理解を十分に得ること。
- (7) 合同チームを編成する各部は、それぞれに顧問（校長・教員）が配置され、引率が行えること。
但し、大会参加時の引率については、各校の校長・教員・部活動指導員とし、ベンチ入りする監督については、代表校の校長・学校職員（常勤）・部活動指導員とする。
- (8) 合同チームのチーム名は、学校名の連記（代表校を前）とする。
※ 「代表校」とは、監督の所属校とする。
- (9) 合同チームが入賞した場合、表彰状は校名連記でそれぞれの学校に授与する。
- (10) 大会参加時のユニフォームについては、チームとして統一したものを原則とする（校名連記は義務づけはない）。但し、軟式野球・ソフトボールはこの限りではない。
- (11) 合同チームとして大会に参加登録した後の選手（生徒）・監督・コーチの変更は認めない。
- (12) 合同チームの登録の申請及び大会参加の申し込みは、代表校の校長が行う。
なお、合同チーム編成による大会参加の登録申請・承認については、別に規程を定める。
- (13) 地区予選を行わない団体競技で、同一地区内の中学校との合同ができない場合は理事会で審議する。

3 当年度の地区新人大会出場への手順

【当年度】（詳細は、別紙参照）

- ① 合同チームによる参加希望の学校は申請（5月上旬まで）
- ② 競技専門部による協議、編成案を作成
- ③ 合同チームによる参加希望校と競技専門部による協議、原案確定
- ④ 地区理事会で協議。地区中体連会長が承認
- ⑤ 学校が、合同チームでの大会出場に合意
- ⑥ 地区大会への出場申請（合同様式1）を地区中体連事務局へ提出（8月末日まで）
- ⑦ 地区中体連会長が承認（合同様式2）
- ⑧ 地区新人大会への出場



●地区新人大会出場時の合同チーム継続を原則とする。

但し、次年度、単独での出場ができなくなった場合は、合同チームで参加できるよう合同チームの編成を改めて検討する。

4 次年度の地区大会、県大会出場への手順

【次年度】（当年度、地区新人大会時の継続合同チーム）

- ① それぞれの学校が、合同チームでの大会出場に合意
- ② 地区大会への出場申請（合同様式1）を地区中体連会長へ提出（5月末日まで）
- ③ 地区中体連会長が承認（合同様式2）
- ④ 地区大会への出場 → 県大会出場権獲得
- ⑤ 県中体連会長へ申請（合同様式3、及び合同様式1・2のコピー）
- ⑥ 県中体連会長が承認（合同様式4）
- ⑦ 県総体への出場

※ 附則 本規定は、令和7年度地区中学校新人大会より適用する。

令和7年2月18日制定

令和8年2月17日一部訂正 2-(4)

1 合同チームの編成基準（※(1)～(3)の編成基準に順序制はなく、同等とする）

- (1) 最低出場人数に満たない学校で、単独でチームの編成が困難な学校同士の合同チーム。
- (2) 最低出場人数に満たない学校が、部員数に余裕がある学校から部員（当該校登録者以外）を借りて編成する合同チーム。
但し、大会参加時の選手起用において、合同母体校（少人数校）の部員全員が出場できるよう配慮を行うことを原則とする。
- (3) 単独でチームの編成が可能な学校に、最低出場人数に満たない学校の部員を加えた合同チーム。
- (4) 但し、統廃合を翌年に控えた学校間の場合は、編成基準に関係なく、県大会終了後の新チームから合同チームの編成を認める。

※1 合同チーム編成規程の趣旨を十分踏まえたうえで、上述(1)～(3)の編成基準をもとに、地区該当競技専門部、及び地区中体連事務局で、適切な合同チームの編成案を作成する。

※2 新年度に入り、1年生の加入等による部員数の増加から合同チームを解消できる状況となっても地区総体までは、合同チームでの出場を認める。

2 合同チームの解消について

合同チームの学校間において、編成する学校のうち、単独での出場が可能となった学校が出てきた場合、合同チームの解消を認めるが、該当する全ての学校長及び担当の顧問による協議を経て、事前に承認を得ることを条件とする。

また、合同チームが解消されたことで、「単独での出場ができない」学校が生じた場合は、新たな合同チームを編成する等の配慮を該当地区の中体連競技専門部が主となり適切に行うこと。

3 合同チーム大会参加資格の抹消

各地区中体連より大会参加承認を受けた合同チームでもあっても、次のような場合には、その資格を失うこともある。

- (1) 本制度の趣旨にそった合同チームでないことが明らかとなった場合。
- (2) 「合同チーム編成規程」、並びに「登録申請・承認規程」に違反した場合。

4 合同チーム編成による大会参加の手続き（申請から大会参加承認までの流れ）

	担当部署	手続き、協議の内容	期日等
①	運動部 活動のある全ての学校	<p><u>各競技別に指定された様式を提出</u>（ア）学年・男女別の生徒数 ① 監督名 ② 外部コーチ名 等）</p> <p>-----</p> <p><u>※ 当年度の地区新人戦から合同チームで参加を希望する学校は、その旨を明記する。</u></p>	<p>地区専門部長へ提出</p> <p>（5月上旬まで）</p>
②	該当の競技専門部	<p><u>①で合同チーム参加希望を申請した学校について別紙（編成基準例）をもとに以下の観点で検討し、編成案を作成する。</u></p> <p>ア：学校間に不利益が生じないように配慮する。 イ：生徒数のバランスを考える。 ウ：合同練習等が計画的かつ円滑に進められるよう、学校間の距離等を考慮する。 等</p>	<p>6月上旬までに専門部の原案を作成し、③の地区総体監督会で検討、決定する。</p>
③	地区総体監督会	<p>地区総体監督会（6月中旬頃開催）終了後に、当年度の地区新人戦から合同チームで参加を希望する学校と競技専門部は、②の原案について協議し、合同チームとして参加する学校の編成案を決定する。</p>	<p>③の地区総体監督会で決定した案を地区理事会へ提出</p>
④	地区理事会	<p>③で決定した合同チーム案について協議し、地区中体連会長の決裁をもって承認する。 （8月中旬頃までに決定する）</p>	<p>④の承認後、合同チーム希望校へ結果を通知</p>
⑤	合同チームでの参加希望校	<p>当年度の地区新人戦から合同チームでの出場を希望する学校の手続き</p> <p><u>● 合同チーム登録申請書（様式1）の提出</u></p>	<p>様式1を地区中体連事務局へ提出（8月末まで）</p>
⑥	事務局	<p>様式1の提出を受け、様式2（承認書）を該当校へ送付。</p>	<p>9月上旬</p>

※ 附則 本規定（別紙）は、令和7年度地区中学校新人大会より適用する。

令和7年2月18日制定

別紙2

合同チーム編成 基準例

(参照：沖縄県中体連規定)

★ 同一地区内に次のような学校(部)があるとき

(例) 軟式野球部 (合同チーム編成基準部員数：9名 大会登録可能人数20名)

A 中学校 軟式野球部	B 中学校 軟式野球部	C 中学校 軟式野球部	D 中学校 軟式野球部	E 中学校 軟式野球部
部員数 4名	部員数 3名	部員数 7名	部員数 11名	部員数 50名

1 A中学校を中心に考えたチーム編成例

NO	編成例	参加可否	承認等
1	A + B = 7名	9名以下のため参加できない	×承認不可
2	A + B + C = 14名	編成可能『A・B・Cチーム』 ※特例として3校合同編成可	1チーム
3	A + C = 11名	編成可能『A・Cチーム』	1チーム
4	A + D = 15名	編成可能『A・Dチーム』	1チーム
5	A + E (5 ~ 16名) = 20名 (最大人数まで登録可)	編成可能『A・Eチーム』	1チーム
	<p>A校は、大会参加可能な最小人数9名から最大人数20名の範囲内において希望する人数の部員を、E校から協力員として配置することができる。但し、大会参加時の選手起用においては、合同チームの母体校(少人数校)であるA校の部員全員が出場できるよう配慮を行うことを原則とする。</p>		
	E (ベストメンバーで編成すること) = 20名	編成可能『E校単独チーム』	1チーム
	<p>E校においては、①E校のベストメンバー20名を編成(確保)したあと、②残りの部員の中からA校が希望する人数をもとに、協力員として部員をA校に配置してよい。</p>		

※ B・C校においてもA校と同様の合同チームの編成が可能である。
 ※ また、A + B + D校(もしくはE校)からレンタルすることも可。

2 その他のチーム編成例

NO	編成例	参加可否	承認等
6	C + D = 18名	編成可能『C・Dチーム』	1チーム
7	C + D (2名) = 9名	編成可能『C・Dチーム』	1チーム
	<p>大会参加時の選手起用においては、合同チームの母体校(少人数校)であるC校の部員全員が出場できるよう配慮を行うことを原則とする。</p>		
	D (残り9名) = 9名 (※ Dの9名はベストメンバーで編成すること)	編成可能『D校単独チーム』	1チーム

3 承認不可の例

NO	編成例	参加可否	承認等
8	D + E (9名) = 20名	D中学校部員数は、登録人数20名を下回っているが、合同チーム編成基準9名を超えているため合同チームの編成は不可	×承認不可

※ 但し、統廃合を翌年に控えた学校間の場合は、編成基準に関係なく、県大会終了後の新チームから合同チームの編成を認める。